



静岡労働基準監督署発表
令和6年1月26日

担 当	静岡労働基準監督署
	副署長 小島 亮士
	安全衛生課長 安本 昌寛
	電話 054-252-8107

「令和5年度 静岡年末年始無災害運動」における 建設工事現場に対する監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った事業場の約55%で労働安全衛生法違反～

静岡労働基準監督署（署長 ^{もり} 森 ^{まさき} 正樹）は、このたび、「令和5年度静岡年末年始無災害運動」（令和5年12月1日～令和6年1月15日実施）の一環として、管内の建設工事現場に対して行った監督指導の状況等を取りまとめましたので、公表します。（別紙1参照）。

令和5年における管内の全業種における死亡災害は3件で、令和4年に比べ6件減少していますが、建設業では2名の方が亡くなっています（別紙2参照）。

静岡労働基準監督署では、今後も、建設工事現場等に対する監督指導を実施するとともに、法違反を原因として重篤な労働災害を発生させた事業場に対しては、司法処分を含め厳正に対処することとしています。

■ 実施期間

令和5年12月1日（金）から令和6年1月15日（月）

■ 監督実施事業場数

94事業場

（現場数としては49、元請事業場数は50、下請事業場数は延数で44）

■ 法令違反の状況

○94事業場のうち法令違反（労働安全衛生関係法令違反をいう。以下同じ。）が認められたのは52事業場で約55%

○49現場のうち、法令違反が認められたのは19現場で約39%

○最も多かった違反は、元方事業者の下請け指導等の講ずべき措置にかかるものが16件（事業場全体の約17%）

次いで、必要な墜落防止措置が講じられていないなど足場・架設通路にかかるものが14件（事業場全体の約15%）

開口部等での墜落防止措置が講じられていないなど、墜落防止措置に関するものが5件（事業場全体の約5%）

同じく、作業構台にかかるものが5件（事業場全体の約5%）

令和5年度 年末年始無災害運動期間中における 建設工事現場の監督実施状況

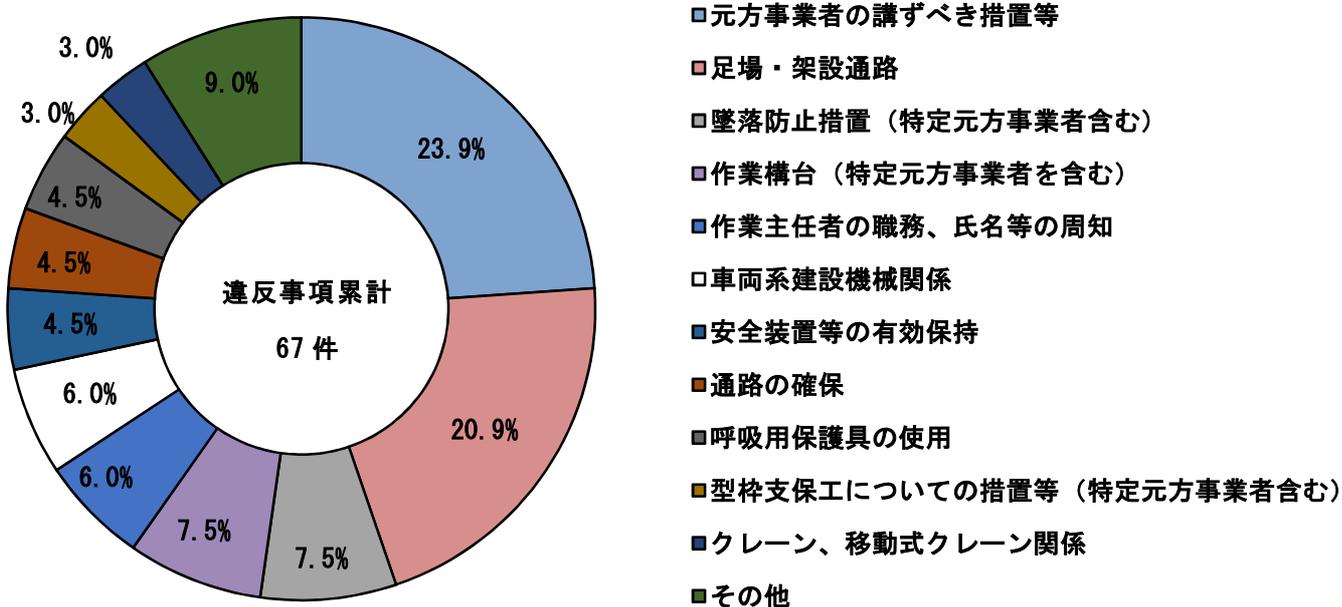
静岡労働基準監督署

監督指導の状況

(1) 監督実施した工事現場における法令違反件数は以下のとおりであった。

工事別	監督実施 事業場数 (現場数)	違反あり 事業場数 (現場数)	違反率 (現場数)	使用停止等 命令書交付 件数 (現場数)
建築工事業	60 (23)	42 (14)	70.0% (60.9%)	6 (3)
土木工事業	34 (26)	10 (5)	29.4% (19.2%)	0 (0)
合 計	94 (49)	52 (19)	55.3% (38.8%)	6 (3)

(2) 主な違反事項別の割合は次のとおりであった。



(3) 違反事項別件数

主な違反事項	違反件数
【元方事業者の講ずべき措置等】	16
【足場・架設通路】	14
【墜落防止措置】（特定元方事業者含む）	5
【作業構台】（特定元方事業者含む）	5
【作業主任者の職務、氏名等の周知】	4
【車両系建設機械関係】	4
【安全装置等の有効保持】	3
【通路の確保】	3
【呼吸用保護具の使用】	3
【型枠支保工についての措置等】（特定元方事業者含む）	2
【クレーン、移動式クレーン関係】	2
その他	6
違反事項累計	67

(4) 監督指導等事例には、以下のようなものがあった。

事例 1 (建築工事)

足場に対しての措置

概 要

- 鉄骨平屋建ての物流倉庫の新築工事現場において、内部に設けた棚足場の最上段で一次下請が電気工事を行っていたが、昇降用に設けられている階段の開口部付近で、手すり等の墜落防止措置を講げずに作業を行っていた。

労働基準監督署の対応

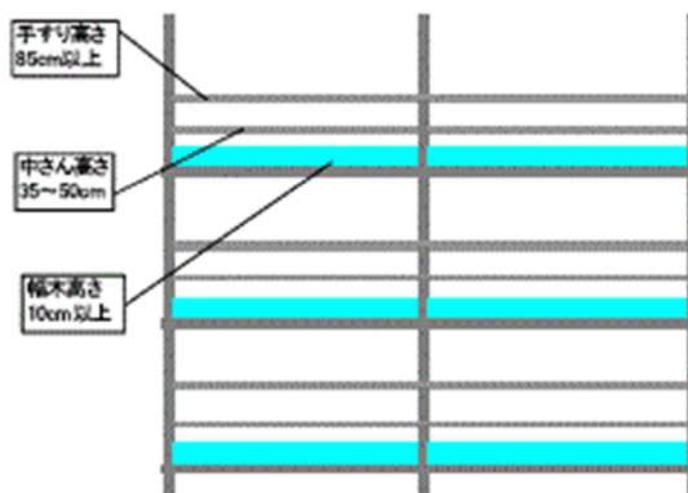
- 足場の当該箇所での作業停止措置及び手すり等の設置の変更措置を命じ、元請に対し、適正な下請への指導を行うようには是正勧告した。

指導後の現場の取組

- 手すりの設置を行い、適正な墜落防止措置を講じるとともに、下請けに対して、一時的にでも墜落防止措置が取られていない場合の、墜落制止用器具の使用の徹底を指導した。

《適正な墜落防止措置の例》

手すり(高さ 85cm 以上の位置)
+ 中さん(高さ 35~50cm の位置)
+ 幅木(高さ 10cm 以上)



事例 2（土木工事）

車両系建設機械（ドラグ・ショベル）に対する措置

概 要

- 上水道管の布設工事現場において、一次下請業者がドラグ・ショベルにより掘削作業を行っていたが、運転者がバケットを地上に下ろさないまま、エンジンも止めずに運転席から離れたままとなっていたので、不意な稼働により関係労働者との接触による危険が認められた。

労働基準監督署の対応

- 直ちに、関係者に対し、運転者が運転席を離れないようにするよう指示し、事業者に対し是正勧告を行った。

指導後の現場の取組

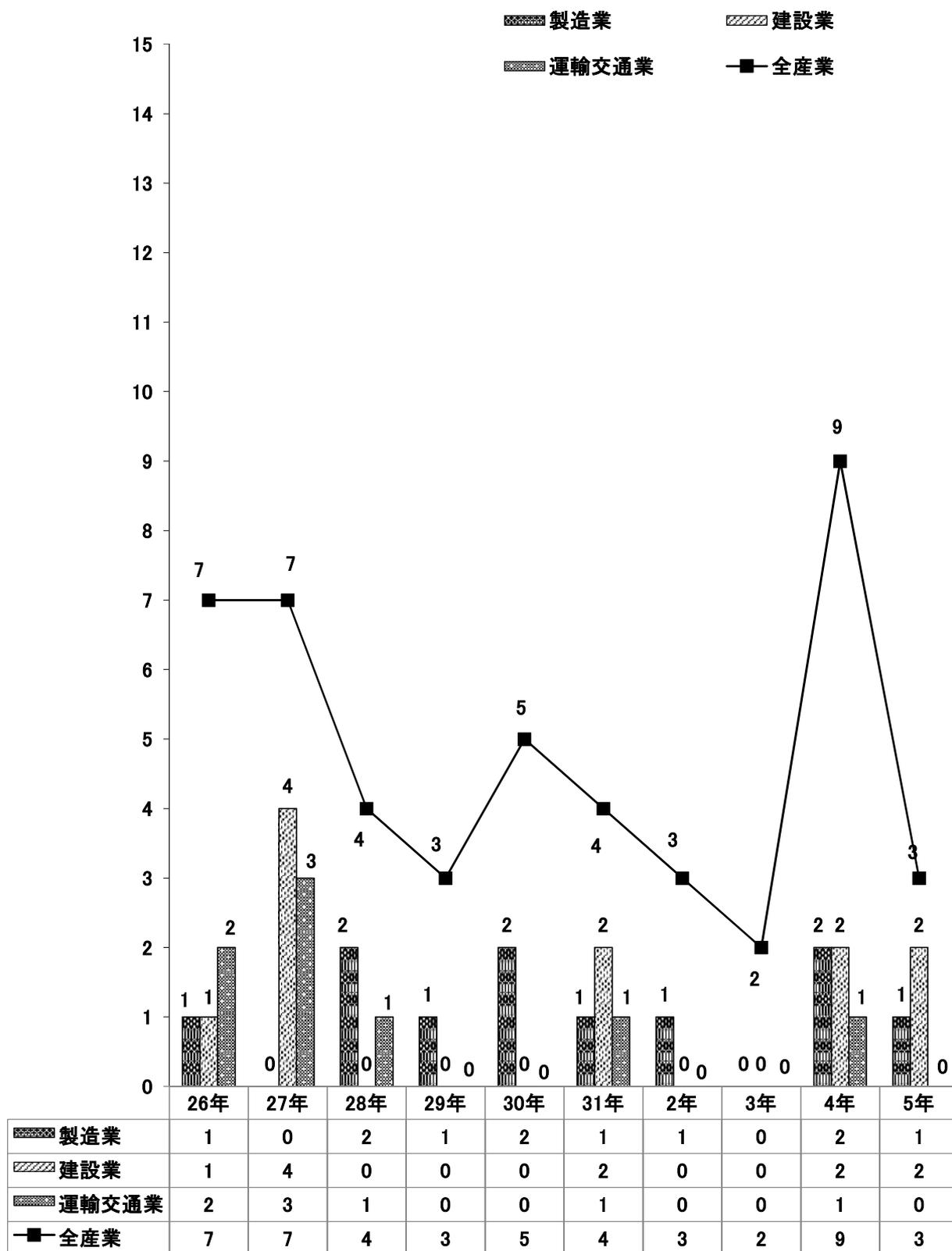
- ドラグ・ショベルのエンジン稼働中は運転台に着席し、作業の都合や打ち合わせ等のためにドラグ・ショベル運転席から離れる場合は、バケットを地上に下ろし、エンジンを切ってからとすることを関係事業者に徹底した。

《イメージ》



死亡災害の推移

静岡労働基準監督署管内



死亡災害発生状況（令和5年）

静岡労働基準監督署

令和5年発生分

No	発生月 発生時間	業種 規模	事故の型 起因物	発生状況
1	7月 3時～4時	土木工事業 300人以上	墜落、転落 <small>その他の仮設物・建築物・構築物</small>	橋梁建設工事作業中に、箱桁橋が地上に落下し、橋脚の上で作業していた者が箱桁橋の落下に巻き込まれ、約9mの高さから墜落し死亡した。
2	7月 3時～4時	土木工事業 10人未満	墜落、転落 <small>その他の仮設物・建築物・構築物</small>	橋梁建設工事作業中に、箱桁橋が地上に落下し、橋脚の上で作業していた者が箱桁橋の落下に巻き込まれ、約9mの高さから墜落し死亡した。
3	12月 9時～10時	その他の製造業 10人未満	はさまれ、巻き込まれ <small>乗用車・バス・バイク</small>	自動車整備中に自動車のフロント部分を50cm程油圧ジャッキで持ち上げ、うまを用いてフロントの両端を支えた後、油圧ジャッキを抜き、自動車の下に潜り込み、フロントタイヤ付近にあるエンジンマウントの取り外し作業を行っていたところ、自動車が後方に動いたことでうまが倒れ、車体が被災者の上に落下したものの。